

# 田岡俊次の 国際情勢の 行間を抉る

(12)



## 遅過ぎた稻田防衛相の辞任 「日報」隠蔽ではシロだが

稻田朋美防衛相と岡部俊哉陸上幕僚長は、「日報隠蔽問題」の責任を取り辞任、黒江哲郎防衛事務次官も停職処分を受けて更迭となつた。一般的のメディアでは、稻田防衛相は今年2月15日頃、情報公開請求の対象となつていた南スーザンPKO部隊からの日報が陸上自衛隊に電子データとして存在していることを報告されたが、それを非公表にすることを了承したようにならねばならない。だが新聞を詳しく読むと、防衛省は2月7日にその日報を請求者に開示しており、その約1週間余も後になつて大臣が「日報の隠蔽を了承した」とは何のことか分からぬ。田岡氏に尋ねると制服自衛官と防衛官僚、大臣の間に責任のなすり合いがあり、稻田大臣の日頃の不平も重なつて大事件に発展したようだ。(聞き手／本誌編集長・和泉貴志)

2月7日に「情報公開」したのだから「隠蔽」ではない

Q：昨年7月、南スーザンの首都ジュバで政府軍と反政府軍の激しい戦闘が起き、それを報告した日本のPKO部隊からの「日報」を

ストが情報公開法により開示請求したところが2月になつて一転し「統合幕監部に電子データとして残つていた」として開示した。少なくとも一時的には隠蔽はあつたのでしょうが、稻田大臣がそれを指示、あるいは了承したのですか。

田岡：昨年7月、ジュバでは戦車、迫撃砲も使う激しい戦闘になり、死者270人以上が出た、とされます。その状況を伝えたPKO部隊からの「日々報告」(日報)があるはず、とフリー・ジャーナリストの布施祐仁氏が開示請求をしたが、日報を受けた陸自の中央即応集団司令部(神奈川県・座間駐屯地)は「公文書ではない」とか、「廃棄した」として開示しなかつた。だが日報は毎日の状況や活動を詳しく報告する文書で、後日に記録を編纂したり、訓練・装備・地元対策などの参考にしたりする貴重な資料だから、制服幹部の間でも「あれを廃棄するとは思えない」との声が出ていました。

自民党的行政改革推進本部長の河野太郎代議士が「文書管理上の問題」

9月にフリー・ランス・ジャーナリストが情報公開法により開示請求したところが12月に「すでに廃棄した」と不開示にした。防衛省は12月に「すでに廃棄した」と不開示にしたところが2月になつて一転し「統合幕監部に電子データとして残つていた」として開示した。少なくとも一時的には隠蔽はあつたのでしょうが、稻田大臣がそれを指示、あるいは了承したのですか。

“戦闘発生”を日報に記した南スーダンの自衛隊PKO（陸自）

と指摘したため、稻田大臣がそれを受けて12月16日再度探すよう指示しました。統幕に電子データとして残っていることが分かったが、辰巳昌良・統幕総括官（文官）は大臣に報告せず黒江次官に相談。黒江次官は開示しない判断を示し、大臣に1カ月後の1月27日まで伝えなかつたのです。陸幕からも1月27日、辰巳氏に電子データがあつた。との報告がありました。

日報には「戦闘が生起し」など戦闘の語が多く使われ、駐屯地付近への弾着とか、国連施設付近での戦闘

の可能性、も書かれていたから、自衛隊の戦闘地域への派遣を続けることは「停戦合意が成立していること」を条件とするPKO5原則に反することになります。また昨年11月15日に初めて「駆けつけ警護」の任務を与えた12月から第9師団（青森）所属の部隊約350名を交代に派遣したばかりだから、防衛省、陸自も安倍政権にも、日報が公表されるのは不都合だったのです。

そうであつても、大臣が「日報を探せ」と指示したのに、それが見つかったことを防衛官僚が1カ月も大臣に報告しないのは抗命に近い。稻田大臣の方も、日報が開示された翌日の2月8日、衆議院予算委員会で「（戦闘と言ふ）憲法9条上の問題になる言葉を使うべきではないから武力衝突という言葉を使っている」という、驚くほど“正直”な答弁をしている。まるで「便宜の御礼」と言えれば賄賂になるから、政治献金と言つてはいる」と言うのと同然で、弁護士の言とは思えない“全面自供”です。黒江次官らが、日報があつたことは大臣には言わなかつたのは、彼女を信頼できなかつたからでしょう。

が開示されるまで、日報の隠蔽に間に統幕にあつた日報の電子データーをもととしておらず、むしろ「日報を探せ」と指示していたのだから、野党もメディアもその点は隠蔽として追及していません。彼女に対する疑惑は2月15日前後の会議中に陸幕から大臣に対し、「日報の電子データーは陸幕にもあつた」との報告があつたのに、その事実を公表しないことを了承したか否かです。16日の参議院安全保障委員会で、稲田大臣が「そのような報告はされなかつた」と答えたのか否かです。16日の参議院安全保障委員会で、稲田大臣が「そのような虚偽答弁ではないか、との非難です。」だが、客観的に見れば、2月7日に情報開示をした時点で隠蔽問題は決着しており、日報が統幕だけでなく陸幕にもあつたかどうかは「後日談」に過ぎず、国民にとっては日報が統幕にあろうが陸幕にあろうが、防衛省省内にあつたことは同じです。また稲田大臣が情報開示後に「陸幕にあつた」と聞いたとしても、それと隠すために虚偽の答弁をするメリットや動機があるとも思えません。すでに日報を開示した後だから重要な性が乏しく、聞き流してもおかしくはないと思ひます。

大臣の資質問われた森友問題の対応と自衛隊の政治活動

Q：時系列で考えれば隠蔽問題では稻田氏はほとんどシロなのに、野党だけでなく、ほぼ全てのメディアが激しく彼女の責任を追及し、安倍首相が彼女を辞任させたのはなぜでしょう。

田岡：ご承知のとおり、この問題以前から彼女の資質が問われていた。森友学園問題では、今年3月13日の参議院予算委員会で「全く籠池氏の事件を受任したことなれば、裁判を行なつたこともない」と答弁したが、翌日、平成16年に森友学園側の代理人として出廷していた記録が出て、「記憶違いだった」と陳謝し



米軍の日報に当たる「戦闘詳報」は原則非公開（ペントAGON）

候補者を支持し又はこれに反対すること」を挙げ、87条には「投票すること」を政治的行為と定めています。大臣、副大臣、政務官など政治任用の防衛省職員はその適用を免除されているが、防衛省・自衛隊挙げて特定の候補者を支持している政治的中立を真っ向から否定するところになる。もし自衛隊員がそのようなことをしているなら、それをたしなめ、処罰するのが防衛大臣の務めで、自分が先頭に立つて政治的行為の進行ラッパを吹くような防衛大臣は自分が即刻更迭すべきだったでしょう。省庁がその出身者を参議院などに送るため、関係団体に支援を求めるようなことは、公職選挙法の「地位利用」で、2年以下の禁固又は30万円以下の罰金に処すことになっている。任用時の服務宣誓でも「政治的活動に専与せず」と誓っている。自衛隊法61条には「自衛隊員は選挙権行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない」とし、違反者は3年以下の懲役か禁固に処されます。自衛隊法施行令の86条は

6月27日には東京・板橋区の都議選候補の応援演説で「防衛省・自衛隊、防衛相、自民党としてもお願ひしたい」と投票を呼びかけました。これは全く非常識な話です。自衛隊は政治的中立を厳守することになつていて、任用時の服務宣誓でも「政治的活動に専与せず」と誓っている。自衛隊法61条には「自衛隊員は選挙権行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない」とし、違反者は3年以下の懲役か禁固に処されます。自衛隊法施行令の86条は

稲田防衛相はこうした事件を次々に起こしていたから「日報隠蔽も彼詳しく報告するものだから、それを公表して相手側も知れば眞合の悪いのみでした。

Q：「日報」というのは戦前の日本軍の「戦闘詳報」に当たるものかと思いますが、それが情報公開法で開示の対象となるのもいかがなものですかね。

田岡：情報公開法5条の3では「国が、実際にはこうしたことが行なわれているのは公然の秘密です。大臣がそれを露骨に演説したのには防衛省の高官達も「呆れました」と言うのみでした。

Q：「日報」は実情をありのまま、正確に上級司令部に報告することが大事です。それが「情報公開の対象となり、誰もが知り得ることになる」となれば、現地部隊の幹部は「これを書けば国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があれば開示しなくてよいことがあります。テロリストや反徒などを利用するような状況や装備の問題点、他国の部隊を批判する記述も控え「全員士気旺盛、目的遂行を

する」というように又はしないように勧誘運動をすること」を政治的行為と定めています。大臣、副大臣、政務官など政治任用の防衛省職員はその適用を免除されているが、防衛省・自衛隊挙げて特定の候補者を支持している政治的中立を真っ向から否定するところになる。もし自衛隊員がそのようなことをしているなら、それをたしなめ、処罰するのが防衛大臣の務めで、自分が先頭に立つて政治的行為の進行ラッパを吹くような防衛大臣は自分が即刻更迭すべきだったでしょう。

Q：「日報」というのは戦前の日本軍の「戦闘詳報」に当たるものかと思いますが、それが情報公開法で開示の対象となるのもいかがなものですかね。

田岡：情報公開法5条の3では「国が、実際にはこうしたことが行なわれているのは公然の秘密です。大臣がそれを露骨に演説したのには防衛省の高官達も「呆れました」と言うのみでした。

Q：「日報」は実情をありのまま、正確に上級司令部に報告することが大事です。それが「情報公開の対象となり、誰もが知り得ることになる」となれば、現地部隊の幹部は「これを書けば国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があれば開示しなくてよいことがあります。テロリストや反徒などを利用するような状況や装備の問題点、他国の部隊を批判する記述も控え「全員士気旺盛、目的遂行を

する」というように又はしないように勧誘運動をすること」を政治的行為と定めています。大臣、副大臣、政務官など政治任用の防衛省職員はその適用を免除されているが、防衛省・自衛隊挙げて特定の候補者を支持している政治的中立を真っ向から否定するところになる。もし自衛隊員がそのようなことをしているなら、それをたしなめ、処罰のが防衛大臣の務めで、自分が先頭に立つて政治的行為の進行ラッパを吹くような防衛大臣は自分が即刻更迭すべきだったでしょう。

Q：「日報」というのは戦前の日本軍の「戦闘詳報」に当たるものかと思いますが、それが情報公開法で開示の対象となるのもいかがなものですかね。

田岡：情報公開法5条の3では「国が、実際にはこうしたことが行なわれているのは公然の秘密です。大臣がそれを露骨に演説したのには防衛省の高官達も「呆れました」と言うのみでした。

Q：「日報」は実情をありのまま、正確に上級司令部に報告することが大事です。それが「情報公開の対象となり、誰もが知り得ることになる」となれば、現地部隊の幹部は「これを書けば国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があれば開示しなくてよいことがあります。テロリストや反徒などを利用するような状況や装備の問題点、他国の部隊を批判する記述も控え「全員士気旺盛、目的遂行を

する」というように又はしないように勧誘運動をすること」を政治的行為と定めています。大臣、副大臣、政務官など政治任用の防衛省職員はその適用を免除されているが、防衛省・自衛隊挙げて特定の候補者を支持している政治的中立を真っ向から否定するところになる。もし自衛隊員がそのようなことをしているなら、それをたしなめ、処罰が防衛大臣の務めで、自分が先頭に立つて政治的行為の進行ラッパを吹くような防衛大臣は自分が即刻更迭すべきだったでしょう。

Q：「日報」というのは戦前の日本軍の「戦闘詳報」に当たるものかと思いますが、それが情報公開法で開示の対象となるのもいかがなものですかね。

田岡：情報公開法5条の3では「国が、実際にはこうしたことが行なわれているのは公然の秘密です。大臣がそれを露骨に演説したのには防衛省の高官達も「呆れました」と言うのみでした。

Q：「日報」は実情をありのまま、正確に上級司令部に報告することが大事です。それが「情報公開の対象となり、誰もが知り得ることになる」となれば、現地部隊の幹部は「これを書けば国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があれば開示しなくてよいことがあります。テロリストや反徒などを利用するような状況や装備の問題点、他国の部隊を批判する記述も控え「全員士気旺盛、目的遂行を



東日本大震災の活躍で支持率アップの自衛隊だが……

めざし頑張つております」などと綺麗ことを並べた報告では意味がありません。そうでなくとも部隊から上級司令部への報告は、上部の気に入らるような文書になりがちです。

例えば、随分昔の話だが、国産の機関銃の木製の銃床（肩に当てる部分）の強度が低く、走つて来た隊員がそれを支えにして伏せると根元から折れる事故が続発した。だが上部機関に報告すると「武器の扱いが乱暴だ。指導がよくない」と幹部（将校）の失点になることを恐れ、各部隊で経費を工面して密かに修理していた。ところが同期のクラス会で一人

事ほど左様に自衛隊幹部は保身、昇任第一で、上部の評価をひどく気にする。「日報を書く際にはおそらくはばかることなく、ひたすらありのまま、正確な報告を旨とすべし」と指導すべきで、大事な問題点が報告されないと、上級司令部や防衛省、政府が判断を誤る原因になります。

今回問題の日報は「戦闘が起きた」事実をそのまま書いているのは感心です。一方、この問題が発覚した後、「廃棄した」との回答に合わせるため、陸自が各所の電子データの削除をしましたのは畢竜だし。これが先例になつては貴重な経験の資料を失うことになります。

この問題の起こりは、中央即応集団司令部が「廃棄した」との虚偽の説明をして不開示にしたことです。「正直は最良の策」との金言の正しさを示すことになりました。情報公開法で本来、防衛、外交、捜査中の犯罪に関する秘密は開示しなくてよいことになつてゐるから、「開示は

がそれを打ち明けると「ウチでも起きた」と言う者が続出し、安心して皆が一致して銃床の強度を高めるよう上申した、という話を聞いたことがあります。

事ほど左様に自衛隊幹部は保身、昇任第一で、上部の評価をひどく気にする。「日報を書く際にはおそらくはばかることなく、ひたすらありのまま、正確な報告を旨とすべし」と指導すべきで、大事な問題点が報告されないと、上級司令部や防衛省、政府が判断を誤る原因になります。

2014年の「特定秘密保護法」では、武器、弾薬、航空機、船舶などの種類、数量やその性能など、予算書や海外の資料などを見れば分かるか、推測可能などを秘密にする一方で、自衛隊のPKO部隊の運用状況、諸情勢の見積りなどを詳しく示す日報は、「我が国の安全」に関わらないから、「秘」に指定されません。

だが、実際には海外での自衛隊の安全に関わる「生情報」だから、今後は「我が“国民”的安全が害されるおそれ」と改定し「秘」に指定しても国民から強い反対が出るとは思えません。米国でも「戦闘詳報」（アクション・レポート）は情報公開しておらず、戦争が終つた後に詳細な報告書を出すことになつてゐる。湾岸戦争後に米陸軍は約1000ページもの報告書を公表しています。

他国や国際機関との信頼関係を損ねるおそれがあるから出せません」と正面から答えた方が、筋が通つたでしょう。

将来起きないとは言えません。紛争が終わつた後、一定の期間内に詳細な報告書を出すとか、特定の政治家、文官には日報の閲覧を認める、などで独りよがりの行動に対する抑止効果を持たせ、報道機関の現地取材も今より広く認めるなどで透明性を確保しつつ、日報自体は公表しないことで、正確な報告をしやすくする方策が必要と考えます。



隠蔽体質は防衛省だけでなく全省府共通の悪弊なのかもしれません